

第 18 警報設備

1 消防機関に報知ができる電話

消防機関に報知ができる電話は、危険物施設内になくても、同一敷地内のうち、速やかに通報ができる位置にあることでよいものである。

2 自動火災報知設備

危省令第 38 条第 2 項によるほか、自動火災報知設備の細目は、次のとおりとする。

(1) 感知器等の設置は、施行規則第 23 条第 4 項から第 8 項までの規定の例によること。

(2) 前(1)に定めるもののほか、施行規則第 24 条及び第 24 条の 2 の例によること。

3 非常ベル装置、拡声装置及び警鐘

非常ベル装置、拡声装置、警鐘は、施行令第 24 条第 4 項及び施行規則第 25 条の 2 第 2 項の基準の例により設けること。